

事務連絡
令和元年12月20日

各地方農政局農村振興部設計課長 殿
内閣府沖縄総合事務局農林水産部農村振興課長 殿
(参考送付：国土交通省北海道開発局農業水産部農業設計課長 殿)

農村振興局整備部設計課
施工企画調整室長

工事における精査積算方式の試行について

新たな発注方式として下記のとおり工事における精査積算方式を定め、令和2年1月15日以降に入札公告を行う工事から試行することとしたので、適切に対応されたい。

記

1 目的

受注者が有する高い技術力を有効に活用することにより、合理的な仮設計画の策定や工期短縮等の施工の効率化が図られることを目的とする。

2 定義

精査積算方式とは、主要構造物の構造・形式や諸元等を確定した上で、不可視部分の施工に関する仮設工において、契約締結後に受注者が現場条件に適した仮設工に係る設計等を行い、発注者がその内容を精査し採用するとともに、設計に要した費用を工事と一括して精査し、契約変更の対象とする方式をいう。

3 対象工事

当該方式については、現場条件に不可視部分（土質、地下水量、地下埋設物等）があり、受注者に仮設工の設計を委ねることで、効率的・合理的な設計・施工が可能となる工事を対象とする。

4 実施上の留意事項

- (1) 仮設工に関しては、基本設計をベースとした標準的な仮設工で積算を行い、数量及び図面等を示し発注する。（当該工事の仮設工に係る設計業務は基本設計とする。）
なお、当初発注時の工事実施に必要となる用地の借地面積についても、基本設計をベースに算定する。
- (2) 受注者が契約締結後、現場条件を踏まえて提示した仮設工について、発注者は妥当性（安全性・経済性等）を判断し、承諾した上で仮設工の積算を精査し、設計変更を行う。
- (3) 設計にかかる経費については、受注者に対して見積徴取を行った上で、共通仮設費（技術管理費）に積み上げ計上する。
- (4) 設計に要する日数については、受注者の実績を踏まえ必要に応じて変更する。
- (5) 設計変更における変更理由は、「現地精査による。」とし、必要以上に詳細な理由を求めないものとする。
- (6) 技術提案について、精査積算に係る仮設工は含めないものとする。

5 入札説明書及び特別仕様書等への記載について

精査積算方式を行う場合は、入札説明書及び特別仕様書に次の記載例を参考として記載する。

6 運用方針

各地方農政局において、令和2年1月15日以降に入札公告を行う工事から対象となる工事を選定し、1件以上の試行を実施するものとする。

なお、本方式の本格運用については、各地方農政局の試行結果を踏まえて検討することとする。

(入札説明書記載例)

○ 本工事は、受注者において施工のために必要な仮設工（〇〇工）に係る設計と工事施工を一括して実施する精査積算方式の試行工事である。

精査積算方式とは、主要構造物の構造・形式や諸元等を確定した上で、不可視部分の施工に関する仮設工において、契約締結後に受注者が現場条件に適した仮設工に係る設計等を行い、発注者がその内容を精査し採用するとともに、設計に要した費用を工事と一括して精査し、契約変更の対象とする方式をいう。

(特別仕様書記載例)

第〇章 工事内容

○. 精査積算方式

本工事は、受注者において施工のために必要な仮設工に係る設計と工事施工を一括して実施する精査積算方式の試行工事である。

精査積算方式とは、主要構造物の構造・形式や諸元等を確定した上で、不可視部分の施工に関する仮設工において、契約締結後に必要な仮設工に係る設計等を工事と一括して精査し、契約変更の対象とする方式をいう。

○. 工事数量

別紙「工事数量表」のとおりである。

なお、工事数量表備考欄に「精」と表示した数量については、概略（概算）数量であるため、施工実績に基づき設計変更の対象とする。

第〇章 施工条件

○. 設計期間

仮設工（〇〇工）の設計に要する日数は必要に応じて、設計変更の対象とする。

第〇章 指定仮設

(記載例)

○. 排水路横断仮設工

工事数量表備考欄に「精」と示された排水路横断部分の施工については、既設排水路の構造が不可視で施工条件が不確定であることから、精査積算方式の対象とする。

現設計では、常時排水量を〇m³/h程度と想定し、施工時はポンプ水替工による対応を計画しているが、施工に先立ち、現況排水量及び試掘調査による既設排水路の構造を把握した上で、仮設計画を検討するものとする。なお、本件にかかる数量等は設計変更の対象とする。

第〇章 設計【第〇変更時の記載】

仮設工（〇〇工）に係る設計の作業内容は以下のとおりとする。

【仮設工（〇〇工）に係る設計（例）】

作業内容	作業内容
設計計画	土質条件等設計施工上の基本的条件を整理
設計計算	基本設計で決定した〇〇工法の設計計算、借地範囲の検討を実施
設計図	本工事の施工に必要な仮設図面及び用地借地図を作成
数量計算	上記図面に基づく数量を算出

【※上記の内容は必要に応じて適宜追加・削除する】

第〇章 工事用地等

〇. 工事用地

受注者は、仮設工（〇〇工）に係る設計に基づき工事施工に必要な用地を検討するとともに、借地面積、期間等について監督職員と協議するものとする。

なお、借地契約に係る手続等については、発注者により実施する。

第〇章 設計変更等の業務

受注者は、仮設工（〇〇工）に係る設計及びその他設計変更の必要が生じ、契約変更に必要な設計図書を作成を監督職員から指示された場合は、それに応ずるものとする。

なお、その経費については別途協議のうえ、契約変更の対象とする。

第〇章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

-) 工事数量表の備考欄に「精」と表示した数量について変更が生じた場合
-) 現地精査の結果、排水路横断工に係る設計の設計諸元に相違が生じた場合